

(公表用)

一般競争入札 質問・回答書

工事名 国庫災 飯森新橋線外1路線災害復旧工事

	質問内容	回答
1	近年、国土交通省が推進する ICT-construction に基づき、生産性向上を図るため ICT 土工に関する施工について特記仕様書に明記されていますが、この工事では特記仕様書に記載されておられません。発注者へ ICT 土工の活用について提案・協議を行い、協議が整った場合はその施工に伴う費用について変更対象と判断してよろしいでしょうか。	本工事は国庫補助事業による災害復旧工事のため、国に変更申請し、認められた場合は設計変更の対象とします。
2	建設業界は働き方改革を求められている時代となっております。このため、当該工事は週休2日の対象工事となっておりますが、週休2日で工事を履行した場合には、労務者の割増、機械賃料の割増、経費の割増などを含め設計変更の対象と判断して良いでしょうか。	災害復旧工事であり緊急を要するため設計変更の対象とはしません。
3	既存の小田切 47 号線は掘削残土運搬路として使用するため、掘削作業中における通行路の安全確保を図る必要があります。例えば H 鋼親杭方式による土砂崩落防止柵等の仮設工が必要と思われませんが、その施工に伴う費用については変更対象と判断してよろしいでしょうか。	本工事は国庫補助事業による災害復旧工事のため、水勢または地形の変動等、やむを得ないと認める場合は、国に変更申請し、認められた場合は設計変更の対象とします。

4	<p>地質、湧水状況が不明瞭であるので、既往の土質ボーリングデータがありましたらご提示願います。また、土工事に影響する土質の変状や湧水の発生に伴って何らかの対策等が発生した場合は変更対象と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>土質ボーリングデータを図面 2/3 4、3/34 に追記しました。 また、本工事は国庫補助事業による災害復旧工事のため、水勢または地形の変動等、やむを得ないと認める場合は、国に変更申請し、認められた場合は設計変更の対象とします。</p>
5	<p>工事区域西側の EC 2 付近における掘削工及び法面整形作業は横断図から読み取ると 2 m 程の掘削幅しかないため安全な重機足場の確保が取れないものと思われます。高所法面掘削機（ロッククライミングマシン）による掘削が必要となった場合は変更対象と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>本工事は国庫補助事業による災害復旧工事のため、水勢または地形の変動等、やむを得ないと認める場合は、国に変更申請し、認められた場合は設計変更の対象とします。</p>
6	<p>法面工に使用する植生マット（肥料袋付）は汎用品のものでよろしいでしょうか。若しくは、ご指定のものがございますか。</p>	<p>汎用品を想定しています。</p>
7	<p>切土頂部付近に電柱と架線が存在し、工事に支障すると思われます。特記仕様書の（8）工事支障物件等の②に「工事区域上空の架線等について支障または近接する場合は監督員と協議すると共に、電線管理者と協議を行い必要な処理をすること」と記載されていますが、移設する場合、架線管理者内の手続き及び工事に相当な期間を要することが予想されます。その場合の工期延伸は可能なものと判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>支障物の移設についてすでに移設依頼中であり、現時点では工期に影響はないものと考えております。</p>

8	<p>現地に地滑り観測機器が数箇所設置されていますが、工事に伴って移設や撤去及び掘削完了後の観測機器設置が必要となった場合は変更対象と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>現在、別途業務で委託を行っているため、移設・撤去についても観測業務委託の中で対応する予定です。</p>
9	<p>飯森新橋線の既存石積前に大型土嚢が積まれています。その撤去工、土砂搬出、土嚢袋の産業廃棄物処分が金抜き設計書に計上されておられません。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>変更協議の対象とします。</p>
10	<p>仮設工（任意仮設）に作業道に厚み 10cm の敷砂利工が計上されていますが、不整地運搬車による土砂運搬ではあるものの、作業道の縦断勾配が 10%以上となるため、作業道の安全走行確保、維持管理を考慮すると防滑鋼板（ロードマット）の使用が望ましいと思われれます。その場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>任意仮設のため設計変更の対象としません。</p>

11	<p>特記仕様書（５）工事中道路関係の④に「工事による道路使用にあたっては、一般車両や歩行者の安全性・通行性を確保することを原則とするが地形上やむを得ない場合は監督員と協議の上、全面通行止めでの施工も可能とする。」と記載されていますが、当該道路は狭小で残土搬出に伴って大型ダンプ車両が頻繁に通行することや道路上部において掘削作業を行うため、一般車（者）の安全確保を目的として原則、全面通行止めにするべきと判断します。全面通行止めをしない場合においては、運搬台数の減少や道路上部での掘削規制等が生ずることにより施工能力の低下が予想されます。その場合は設計変更の対象と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>通行規制に伴う作業効率の補正については設計変更の対象となりません。ただし、通行規制により時間的制約を受けるなどやむを得ないと認める場合、国に変更申請し、認められた場合は設計変更の対象とします。</p>
12	<p>設計積算に使用している月刊物価資料は9月号と考えてよろしいでしょうか。異なる場合には適用されている月号をご提示ください。</p>	<p>9月号を採用しています。</p>
13	<p>施工 第 0-0007 号表「エフケー不陸調整枠 製品費」の積算単価は協会単価資料をそのまま採用していると考えてよろしいでしょうか。査定等がされている場合にはその査定方法を、見積徴収による場合はその採用方法（見積数、平均値採用、安値採用等）をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>

14	<p>施工 第 0-0007 号表「アンカーピン L=500 mm～1100 mm D13 (SD345 D13)」の積算単価は、長野県建設部実施設計単価表の「異形棒鋼 SD345 D13」の「t」あたり単価を「m」単価に換算したものと考えてよろしいでしょうか。見積等により積算単価を採用している場合には、その旨をご提示ください。また、この積算単価に「加工費」等が加味されている場合は、その内容をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
15	<p>施工 第 0-0013 号「アンカーピン Φ13 L=300」について、積算単価の出典元および、その単価の採用方法をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
16	<p>施工 第 0-0014 号表「吸出し防止材 (テンサーSS1)」および施工 第 0-0015 号表「吸出し防止材 (ポリフェルト EX-40)」の積算単価は、それぞれ見積徴収または月刊物価資料のどちらから採用されていますか。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
17	<p>施工 第 0-0041 号表「コルゲートフリューム」の積算単価は、月刊物価資料の製品単価を「m」換算して採用していると考えてよろしいでしょうか。異なる場合には、積算単価の出典元、採用方法をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
18	<p>施工 第 0-0041 号表「遮水シート (暗渠底敷ビニル布 0.25 mm～0.30 mm)」の積算単価は、長野県農政部実施設計単価表より採用されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合には、積算単価の出典元、採用方法をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>

19	<p>施工 第 0-0067 号表「めっきかご枠（EG ボックス 100 型同等品）」の積算単価は、月刊物価資料より採用されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合には、積算単価の出典元、採用方法をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
20	<p>施工 第 0-0069 号表「集水柵」について、積算単価の出典元、積算単価の採用方法をご提示ください。また、この「集水柵」について設計積算上想定されている製品がある場合には、製品名、メーカー名をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。また、集水柵については、(株)高見澤 分水口（簡易ゲート用）同等品を想定しています。</p>
21	<p>施工 第 0-0071 号表「KTB スーパーメタルフレーム」の積算単価は、協会単価資料をそのまま採用していると考えてよろしいでしょうか。査定等がされている場合にはその査定方法を、見積徴収による場合にはその採用方法（見積数、平均値採用、安値採用 等）をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
22	<p>施工 第 0-0072 号表「転落防止柵 ビーム式（4 段ビーム）」の積算単価は、長野県建設部実施設計単価表より採用されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合には、積算単価の出典元、採用方法をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
23	<p>施工 第 0-0074、0-0075、0-0076、0-0077 号表「コンクリート擁壁 L 型擁壁 Gr 型」の積算単価は見積徴収または月刊物価資料のどちらから採用されていますか。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>

24	<p>施工 第 0-0080 号「側溝蓋 L=0.5m 500 用 (T-25)」の積算単価は、長野県建設部実施設計単価表の「防音型自由勾配側溝用」が採用されていると考えてよろしいでしょうか。異なる場合には、積算単価の出典元、採用方法をご提示ください。</p>	<p>本工事では「防音型自由勾配側溝用」を想定しています。単価に関する質問はお答えできません。</p>
25	<p>施工 第 0-0085 号表「側溝 (AS G 300×300×4000 同等品)」の積算単価は、見積り徴収により採用されていますか。見積り徴収による場合はその採用方法（見積数、平均値採用、安値採用 等）をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
26	<p>施工 第 0-0086 号表「側溝蓋 (ASG300 型 横断用)」の積算単価は、見積り徴収により採用されていますか。見積り徴収による場合はその採用方法（見積数、平均値採用、安値採用 等）をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
27	<p>施工 第 0-0113 号表「カーブミラー建柱 (手間のみ)」について、積算単価は土木工事標準単価の「道路反射鏡設置工 支柱・基礎設置」から「支柱製品代」を控除したものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合には、積算単価の出典元、採用方法をご提示ください。また、歩掛 (下位代価) 等がある場合には、それをご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
28	<p>施工 第 0-0005、0-0006、0-0038 号表の各材料について、積算単価は協会単価資料をそのまま採用していると考えてよろしいでしょうか。査定等がされている場合にはその査定方法を、見積り徴収による場合はその採用方法（見積数、平均値採用、安値採用 等）をご提示ください。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>

29	<p>特記仕様書 1. 施工条件 (2) 用地関係①で「工事着手までに相当な周知期間を用意」との記載がありますが、この“相当な”とはどの程度の期間を想定されていますか。また、周知後は速やかに工事着手が可能との解釈でよいですか。各種法令による制限等で速やかな着手が不可能な場合は、それら条件の明示をお願いします。</p>	<p>現時点では速やかな工事着手が可能と考えております。</p>
30	<p>土砂搬出経路について、制限・制約等がありましたら明示をお願いします。</p>	<p>現時点では特別な制限等はありません。</p>
31	<p>一般道路の補修について、施工前に発注者と現地を確認し、施工後に再度確認した結果、舗装修繕などが生じた場合には、その費用は変更の対象として頂けますか。</p>	<p>現地の状況等を確認し、必要に応じて変更協議の対象とします。</p>
32	<p>金抜設計書 頁 0-0008 転落防止柵撤去工 (L=45m) について、数量計算書・図面等、設計図書を確認しましたが施工箇所が不明です。施工箇所の明示をお願いします。</p>	<p>転落防止柵撤去工について図面 34/34 の取壊し平面図に追記しました。</p>
33	<p>金抜設計書 頁 0-0011 高密度ポリエチレン管について、施工内訳表がありませんが、現設計では材料費のみを計上されているとの解釈でよいですか。また布設手間が必要となりますが、その費用は変更対象として考えてよいですか。</p>	<p>材料費のみの計上となります。布設手間については軽作業のため計上を省略しています。施工規模に応じて変更協議の対象とします。</p>



34	<p>金抜設計書 頁 0-0016～17 準備費（伐採除却費）の歩掛を治山林道必携に記載のもので採用されていますが、同歩掛ですと使用機械はチェーンソー及び携帯手動ウインチのみの内容となっております。実際に現地を確認しましたが、当該工事の伐採にはバックホウ（グラップル仕様）や積載式集材車両などの専用機械が必要となり、設計金額と実勢金額に大きな差が生じます。先の理由により伐採除却費を実勢に基づく金額（見積採用）に変更して頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>本工事は国庫補助事業による災害復旧工事のため、水勢または地形の変動等、やむを得ないと認める場合は、国に変更申請し、認められた場合は設計変更の対象とします。</p>
35	<p>以下の施工内訳表について、諸雑費でまるめ処理はされていますか。          施工 第 0-0007 号表 エフケー不陸調整枠設置工          施工 第 0-0039 号表 引抜き試験          施工 第 0-0067 号表 かご枠設置工</p>	<p>いずれも単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字 4 桁になるように所定の諸雑费率以内で端数処理をしています。</p>
36	<p>施工 第 0-0004 号表グラウト注入（アンカー）について、注入材は「<math>m^3 = t</math> 単価 <math>\times 1.23</math>」との表記がありますが、その計算値は有効桁処理されていますか。</p>	<p>有効桁処理はしていません。</p>
37	<p>施工 第 0-0041 号表山腹コルゲートフリーウム明暗渠据付けについて、コルゲートフリーウム（ダイポリンエチレン角型 U 字溝）の“個→m 換算方法”は、「1 個当り単価 <math>\div</math> 有効長」でよいですか。また、その計算値は有効桁処理されていますか。</p>	<p>「1 個当り単価 <math>\div 2</math>」としています。有効桁処理はしていません。</p>

38	<p>施工 第 0-0041 号表山腹コルゲートフリーム明暗渠据付けについて、コルゲートフリーム（ダイポリンエチレン角型 U 字溝）の採用根拠は刊行物と長野県実施設計単価表（農政部）のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
39	<p>施工 第 0-0069 号表プレキャスト集水柵据付について、集水柵（700 型）の採用根拠は長野県実施設計単価表（林務部、分水口（柵））との解釈でよいですか。異なる場合は当該工事における採用根拠の明示をお願いします。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
40	<p>施工 第 0-0074、75、76、77 号表プレキャスト擁壁設置について、コンクリート擁壁（L 型擁壁 GR 型）の採用根拠は「見積」との解釈でよいですか。異なる場合は当該工事における採用根拠の明示をお願いします。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
41	<p>施工 第 0-0080、89 号表排水構造物工 蓋版据付について、グレーチングの仕様は一般型と防音型のどちらになりますか。また採用根拠は「見積」との解釈でよいですか。異なる場合は当該工事における採用根拠の明示をお願いします。</p>	<p>防音型になります。 単価に関する質問はお答えできません。</p>
42	<p>施工 第 0-0085 号表 排水構造物工 U 型側溝について、横断用側溝（ASG300×300×4000）の採用根拠は「見積」との解釈でよいですか。異なる場合は当該工事における採用根拠の明示をお願いします。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>

43	<p>施工 第0-0086号表 排水構造物工 蓋版据付について、グレーチング蓋（ASG300型 横断用）の採用根拠は「見積」との解釈でよいですか。異なる場合は当該工事における採用根拠の明示をお願いします。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
44	<p>施工 第0-0110号表 Gr 設置工について、ガードレール（Gr-C-2B 塗装）の採用根拠は刊行物と長野県実施設計単価表（農政部）のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>単価に関する質問はお答えできません。</p>
45	<p>施工 第0-0113号表カーブミラー移設工について、撤去は「建柱単価 1/2」との表記がありますが、その計算値は有効桁処理をされていますか。</p>	<p>有効桁処理はしていません。</p>